

令和3年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	令和3年5月20日（木） 午後1時30分～3時30分
会 場	長野市役所第1庁舎7階 第1委員会室
出席者	委員13人（欠席 藤沢委員、小林委員、武内委員） 事務局14人 地域包括支援センター代表3人 傍聴者3名 報道2名
次 第	<p>1 開 会 地域包括ケア推進課 森澤補佐</p> <p>2 あいさつ 小山会長 中澤保健福祉部長</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）令和3年度地域包括支援センター委託法人の選定結果について 説明：地域包括ケア推進課 森澤補佐 （資料1-1）（資料1-2）（資料1-3）（資料1-4）</p> <p>（2）介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について 説明：地域包括ケア推進課 森澤補佐（資料2）</p> <p>4 報告事項</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症対策経過について 説明：中部地域包括支援センター 高戸谷補佐（資料3）</p> <p>（2）令和元年東日本台風被災者の支援状況について 説明：中部地域包括支援センター 高戸谷補佐（資料4） ※資料4は個人情報保護等の理由により非掲載</p> <p>（3）その他</p> <p>5 長野市ケア会議 中部地域包括支援センター （資料5）</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉 会 地域包括ケア推進課 森澤補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員 事 務 局	<p>協議事項</p> <p>（1）令和3年度地域包括支援センター委託法人の選定結果について （資料1-1）（資料1-2）（資料1-3）（資料1-4）</p> <p>在宅介護支援センターの増設予定はないのか。</p> <p>今回はない。</p> <p>在宅介護支援センターを地域包括支援センターに格上げするという形である。</p> <p>承認</p> <p>（2）介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について（資料2）</p> <p>承認</p>

	<p>報告事項</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策経過について (資料3)</p> <p>(2) 令和元年東日本台風被災者の支援状況について (資料4)</p> <p style="text-align: right;">※資料4は個人情報保護等の理由により非掲載</p>
会 長	災害当時の各委託センターでの様子を教えてほしい
委託包括代表	みなし仮設住宅に避難された方からの相談が多かった。若い方の支援がないと、申請などの手続きが難しいという高齢者も多く、社会福祉協議会と連携しつつ進めているところである。
委託包括代表	松代地区は浸水被害があったため、関わりのあるケースすべてに安否確認を行った。その中で災害があって初めて問題が顕在化したということがあった。
委託包括代表	高齢者住宅やマンションが多い地区なので、被災した地区から避難してきた方が多く、今後について元の場所に戻るか、施設等に入るか等の相談を受けることが多かった。
委 員	孤立しがちな状態にある単身世帯の高齢者数を市は把握していないのか。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についても、こういった世帯にどんなアプローチを考えているか。今後、どのくらいの人が接種を終えたか、ワクチン接種をしていない人がどのくらいか等の統計は取るのか。
事 務 局	<p>市では情報提供を元に高齢者要支援者台帳を整えている。しかしながら、個人情報等の問題で情報提供してもらえないこともあり、全体を把握しきれていない状況である。そのため、災害時に支援が必要な世帯が顕在化するケースもあった。災害時に関わらず、情報提供がない人で、急に支援が必要になることが増えてくることが予想されるので、今後の課題であると感じる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、担当の長野市保健所へ伝えておく。</p>
委 員	災害時のBCP(事業継続計画)を整備するにあたり、家族情報等を事前に整備しておくべきだと思う。
会 長	三親等内親族の把握は行政ができることではあるが、個人情報保護の観点からハードルも高くデリケートなものである。
	長野市ケア会議 (資料5)
委 員	徴収員は何かしらの情報を得て徴収しているのか、徴収するだけか。当初より情報があればいいと思うが。

事務局	徴収員は介護保険料の徴収が目的であるため、前情報はない。訪問してみると、認知症などの兆候が見られることがあるという状況である。
委員	未納の場合、市ではどんな対応をするのか。電話を持たないケースもいる。介護保険料だけでなく、健康保険料も未納で、必要ないと言っているケースがある。そのような方に徴収まで追いかけるのか。
事務局	詳細は担当に確認しないと分からないが、書類の送付とあわせて徴収員の訪問により対応する。
会長	早期の介入とあるが、初回の未納から何カ月経過したら徴収員が訪問するなど徴収について流れの決まりはあるのか。給付制限を受けた方の人数は、何回かの訪問や通知の発送を経て、最終的に絞られた人数か。
事務局	流れについては確認していないが、通知は月 1000 通以上出していると聞いている。ここに示した給付制限を受けた人数は、最終的に給付制限を受けながらサービス利用をしている人数である。
会長	実際は早期介入すべき人はもっと多い可能性があるということだと思う。
委員	包括の職員が訪問したからと言って、知識がないだけなら話を聞いて解決に向かうかもしれないが、情報を知っていながらやらない人も大勢いると思う。そういう人に包括が訪問することは拒否もあるだろうし、かなりの苦労や仕事量の増加になるのではないか。
事務局	包括が訪問するのは、認知機能低下や生活困窮により未納となっていると思われるケースに限った支援として考えている。どのようなケースに絞って対応するかを決めた上で進める必要があると理解している。
委員	早期に予防的に介入する必要があることは理解する。ケアマネジャーは 65 歳以上になるか、なんらかの疾病がある時に関わりを開始する。引きこもりケースなどはもっと前にいつごろから介護保険料未納になっているかは分かるのか。介護現場では、介護保険証を見て初めて分かることである。あらかじめ情報があるならば、介護保険サービス調整にもそれを活かすことができる。ぜひ庁内各部署の連携をしてもらいたい。
事務局	<p>次回の会議について、令和 3 年 8 月を予定</p> <p>以上で議事をすべて終了する。</p>